

建築基準法第51条ただし書に基づく 産業廃棄物処理施設の許可に関する取扱基準

建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁（三重県）が三重県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可を行うその他政令で定める処理施設について、以下のとおり取扱基準を定める。

ただし、敷地の立地条件等によっては、この基準によらない場合もあるため、その場合は個々に対応するものとする。

1. 対象施設

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2に規定する産業廃棄物処理施設
- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設

2. 位置について

- (1) 用途地域の指定のある区域内の場合、原則として準工業地域、工業地域又は工業専用地域であること。
- (2) 用途地域の指定のない区域内及び市街化調整区域内の場合、以下のとおりとする。
 - (イ) 既存集落（概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）の敷地境界線からの離隔距離が概ね100m以上であること。
 - (ロ) 学校、老人ホーム、保育所、病院、その他これらに類する建築物の敷地境界線からの離隔距離が概ね100m以上であること。
 - (ハ) 市町都市マスタープランが策定されている場合は整合が図られていること。

ただし、市町都市マスタープランの速やかな改定が困難であり、市町が市町都市計画審議会において説明し意見を聞くなどの手続きを経て総合計画等を基本に土地利用方針を策定することにより整合が図られた場合はこの限りでない。

3. 道路について

- (1) 敷地の主たる搬出入口が面する道路の幅員は敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。

ただし、周囲の状況等により通過交通が少なく、かつ交通安全上、避難上及び消防活動上支障がない場合はこの限りではない。

敷地面積	道路幅員
0.3ha以上	9m
0.3ha未満	6m

- (2) 道路の拡幅により前号の規定を満足しようとする場合は当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。
- (3) 主たる搬出入道路は通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。
ただし、歩道と車道が縁石等により物理的に分離されている場合はこの限りでない。

4. 環境その他について

- (1) 周辺環境への影響について、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第22条による排出基準に適合していること。
- (2) 敷地内には業務に必要な駐車場を設け、搬出入車両の待機スペースが必要な場合はそのスペースを確保すること。
- (3) 廃棄物処理法第15条第1項（産業廃棄物処理施設の設置）の規程に基づく許可に関して廃棄物処理法担当部局と十分に調整されていること。
- (4) 他法令に関して、担当部局と十分に調整されていること。

5. 事前説明について

- (1) 隣接地（計画地の敷地境界線からの離隔距離が概ね20m以内）の土地所有者及び現に土地使用権を有する者に対して許可申請以前に事業計画の概要について事前説明を行うこと。（原則工業専用地域は除く。）
- (2) 敷地境界線からの離隔距離が概ね100m以内の居住者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者に対して許可申請以前に事業計画の概要について事前説明を行うこと。
- (3) 当該敷地及び敷地境界線からの離隔距離が概ね100m以内の自治会等地元組織（最小単位でもよい。）の代表者及び当該敷地の存する市町に対しても事業計画の概要について事前説明を行うこと。
- (4) 焼却施設等のように他法令、条例等に基づき関係地域住民に対する周知又は説明会の開催を行った場合はこの限りではない。